

## 第2節 戦後の修学旅行の確立と意義

### ① 戦後の修学旅行の復興と整備 (S. 20~S. 29)

#### 1 終戦の玉音放送と 天皇神格化否定宣言 (S. 20・S. 21)

年表に示すような終戦の経過を経て、昭和20年8月15日朝から、真夏の太陽が焦土を容赦なく照りつけていた。正午に、

「朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク  
朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ對シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ  
……朕ハ時運ノ趨ク所堪へ難キヲ堪へ忍ヒ難キヲ忍ヒ以テ萬世ノ爲ニ太平ヲ開カムト欲ス  
……」

と雑音が多い聴取りにくい放送だったが、未曾有の玉音放送により、ポツダム宣言受諾の無条件降伏による新生日本の苦難の歩みが始まり、“欲しがりません、勝つまでは！”の忍耐・緊張感から一挙に虚脱・不安感に陥り、複雑な感情のもと再建への歩みが始まる。

8月28日、文部省は9月中旬からの学校授業再開を通達し、9月15日、新日本建設の教育方針を発表、教育の終戦処理と新教育の推進に関する基本方針を提示し、戦後教育改革の出発点とする。

10月22日、GHQ「日本教育制度に対する管理政策」を指令

10月30日、GHQ「教員及び教育関係者の調査、除外、認可に関する件」を指令

12月15日、GHQ「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する件」を指令

12月31日、GHQ「修身、日本歴史及び地理の停止に関する件」を指令

以上の教育に関するGHQ 4指令により、軍国主義的・超国家主義的思想と戦時教育の徹底排除の厳重な実施措置が執られる。

昭和21年1月1日年頭の詔書（終戦翌年頭ニ於ケル詔書）により、新日本の建設の方針と天皇神格化否定を宣言する。

「茲ニ新年ヲ迎フ。顧ミレバ明治天皇明治ノ初國是トシテ五箇條ノ御誓文ヲ下シ給ヘリ。曰ク  
一、廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ  
一、上下心ヲニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ  
一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲ  
シテ倦マサラシメンコトヲ要ス  
一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ  
一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ  
勅旨公明正大、又何ヲカ加ヘン。朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ國運ヲ開カント欲ス。須ラク此ノ御趣旨ニ則リ、舊來ノ陋習ヲ去リ、民意ヲ暢達シ、官民擧ゲテ平和主義ニ徹シ、教養豊カニ文化ヲ築キ、以テ民生ノ向上ヲ圖リ、新日本ヲ建設スベシ。……然レドモ朕ハ爾等國民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タント欲ス。朕ト爾等國民トノ間ノ紐帶ハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依リテ結バレ、單ナル神話ト傳説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。…………一年ノ計ハ年頭ニ在リ、朕ハ朕ノ信賴スル國民ガ朕ト其ノ心ヲニシテ、自ラ奮ヒ自ラ勵マシ、以テ此ノ大業ヲ成就センコトヲ庶幾フ。」

と示される。

4月7日、GHQは米国教育使節団報告書を発表し教育改革路線とする。引き続き5月15日、文部省が手引書「新教育指針」を発表、新教育の準備と推進を図る。8月10日、日本側教育家委員会が改組拡充され、総理大臣の諮問機関としての教育刷新委員会が発足、教育改革を具体化する。

5月19日の皇居前食糧メーデーが示すように、6月25日現在、東京都の主食糧遅配は平均30日にも達する状況、6月14日に文部省は食糧危機による夏休み繰上げ、授業短縮等を通達する。

戦後の極度の困窮・混迷の生活の中で、食糧持参による戦後の修学旅行の復活がなされている。

## 2 新教育の発足と

### 戦後の教育改革の推進 (S.22~S.25)

昭和22年1月7日の教育刷新委員会第2回建議「6・3義務教育制度昭和22年度実施について」により、新学制の教育改革が緒に就き、2月5日に文部省が新学制実施方針を発表し、小・中学校は昭和22年度、高等学校は昭和23年度、大学は昭和24年度から実施となる。

3月20日、文部省は「**学習指導要領(一般編)試案**」を発行、続いて「**学習指導要領各教科編**」の年内発行を経て、4月1日付9年義務制の新学制による小学校及び中学校の発足となる。

3月31日制定の**教育基本法**とともに、**学校教育法**によって、教育目的の革命であり、日本人の人間改革を目標とする戦後の根本的・徹底的な教育改革が具体化された。

学校教育法は、米国教育使節団の勧告、日本国憲法、教育基本法及び教育刷新委員会(審議会)の建議等に基づいて制定され、形式面、内容面ともに画期的な注目すべきものといわれた。

形式面では、従来は学校の種類ごとに各学校令が天皇の大権に基づく勅令として定められたが、各種の学校系統を幼稚園から大学まで含めて单一化し、民主的手続きをより一つの法律にまとめている。また、内容面では、6・3・3・4の学制を法制化して、教育改革の実態を示している。

この学校教育法に示される**教育改革の理念と内容の特徴**として、次の5点が指摘される。

ア 教育の機会均等の実現

イ 学制の単純化・合理化

ウ 普通教育の普及向上と義務教育年限の延長

エ 高等教育の普及と学術文化の進展

オ 教育行政の中央集権打破と地方分権及び教育の自主性の確立

昭和21年度に続き昭和22年度も、6月18日、文部省は食糧危機による夏休み繰上げを通達する。そうした中、昭和22・23年度は大阪府教育長の自肃通牒のように、修学旅行の自肃措置が執られる。

一方、昭和22年度にも、大阪府東大谷高等女学校の四国旅行、大阪府布施工業学校の南紀旅行、静岡県清水高等女学校の関西旅行等が実施されて

いる。

占領下の混乱・混迷の世情にあって、新制中学校の昭和22年度第1学年生徒のみ義務就学とし、昭和23・24年度の学年進行で全学年の義務就学を完了し、制度は一応定着するも、6・3制施設・内容の貧困から整備への苦闘が続く。

6・3制施設の貧困から整備へは、年表の関連事項で提示したような実情にあった。

#### ア 6・3制校舎の建築

高等小学校と青年学校の教室利用で解決するの発想もあり、男女共学移行への便所改造費程度の予算に抑えられ、新制中学校は当初から施設問題を背負い込む発足であった。

#### イ 必要見込の6・3制施設

戦時中の緊急措置や戦災焼失の実態もあり、昭和22年度、259万人分の教室補充が必要とされることになる。

#### ウ 新制中学校・教室不足の実態

昭和24年4月現在の文部省調査から、二部・三部授業の実施や仮教室の実態等、いわゆる「青空教室」の実態が出現する。

#### エ 6・3制建築予算の経過

昭和24年、インフレ対策のドッジ・プラン実施で6・3制建築予算削除となり、行政責任者の引責辞職やリコール問題に発展、自殺者まで出す悲惨な混乱となる。

一方、戦後5年間の東西冷戦・中国革命の勝利などの世界情勢から、GHQの占領政策は、昭和22年のゼネスト禁止、昭和23年の公務員の争議権の制限、更に昭和24年のイールズの「共産主義教授の追放」講演に始まり、昭和25年にかけての教員の「レッド・ページ」等に示される転換を始めており、昭和25年の朝鮮戦争の勃発による世界情勢の表面化で、米国の対日政策の是正、対日教育政策の転換となつた。

当然、昭和25年9月30日、GHQ発表の第2次米国教育使節団報告書の教育勧告も転換した。事前に提出された文部省報告書「日本における教育改革の進展」は、第1次米国教育使節団報告書の勧告に即しての教育改革報告であったが、無意味なものとして無視された感もあり、戦後教育改革は再編成の方向へ動き出すことになる。

### 3 講和条約の発効と 6・3制の見直し (S. 26~S. 29)

昭和26年4月11日、マッカーサー元帥はGHQ総司令官を解任され、後任にリッジウェイ中将が任命される。5月3日の憲法記念日にリッジウェイ総司令官特別メッセージを公表、占領政策のは正と占領解除の準備を指示し次の3点を明確にする。ア 平和条約締結の機会が近くなる。

イ 日本の独立後は、政府は国際関係について対等の権利を持つことになる。

ウ 占領軍関係のあらゆる法令・覚書等を再検討する権利を持つことになる。

かくして、GHQ占領政策の民主化のは正として、地方分権化から中央集権化への統制的傾向に入る。5月6日に法令改正諮問委員会が発足、教育制度の再改革案も検討された。7月1日には、**学習指導要領（一般編）試案の全面改訂発行**がなされた。

一方、先の1月25日、米国ダレス講和特使来日し、3月31日、対日講和条約草案の概要を発表、8月16日、政府の講和条約最終草案発表に至る。かくして、8月31日、吉田茂首相ら講和全権団一行が出発、9月8日サンフランシスコで、対日平和条約・日米安全保障条約を調印し、9月14日帰国した。

昭和27年4月28日、**講和条約発効と占領下施策のは正措置**に入る。6・3制施設の整備状況は、年表の関連事項で提示した各項の状況にあった。

ア 学校施設の戦災被害状況

公立校被災で約200万人分以上の使用教室喪失

イ 学校施設の戦災復旧事業

昭和27年度までに公立校41%の復旧の応急対策

ウ 学校施設の最低整備実現

エ 国庫予算縮減のための「6・2制論」発生

この実情で、文部省は下記の「6・2制に反対する」の声明を発した。

1. 50億円の出し惜しみで、6・3制システムの学校施設設計画が崩壊する。
2. 教育論的にも、6・3制システムは生徒の精神的・肉体的発育と不可分の関係で構成されている。特に、中学3年間と高校3年間は少年から青年へ

の過渡期であり、生理学的・心理学的にも極めて重要である。

これを単なる便宜主義で改めるのは、6・3制システムの進歩性を破壊する。

3. 6・3制は9年間の義務教育完成のため積み上げられているもので、最後の1年を切ることは、教育計画全体を始めからやり直しさせることになる。

4. 6・3制はアメリカの押しつけではない。

5. 一度決定した6・3制の完成を見ずに、<sup>が</sup>僅かな支障で計画変更するのでは、国民の信頼を失う。

政令改正諮問委員会は、昭和26年11月16日に教育制度改革案「6・3制は原則として維持する」との結論を答申した。

昭和28年7月25日の中教審第1回・義務教育に関する答申では、学校制度、教育委員会制度、教員の3項が含まれ、学校制度については、「6・3制度は堅持する。

6・3制度については、ただにこの制度を堅持するにとどまらず、その施設及び内容をも整備充実することに努めるとともに、就学前教育、及び盲・ろう・精神薄弱・肢体不自由・身体虚弱な者等のために特殊教育を一段と振興することが望ましい。」と示している。

かくして、戦後の教育改革の骨組みは占領期間中に成立し、昭和27年の独立に伴う占領下施策のは正措置と新教育の充実促進への施策が執られて、6・3制の定着が進められた。

昭和28年から29年にかけて、全国的に政治問題化した教育の中立性確保のための教育二法は、保革対立を背景に昭和28年の山口日記事件と昭和29年の旭丘中学事件に象徴される偏向教育のは正を主眼とした。国会で、日米相互安全保障協定が承認され、防衛庁法・自衛隊法・防衛秘密保護法の「防衛三法」が成立するという政治情勢の中で、国会の大紛争を経て、昭和29年6月3日、教育二法公布、6月13日施行となった。

国鉄の団体割引の復活は昭和24年、修学旅行の規制緩和は昭和25年ごろからである。日本経済の復興、講和条約の発効と軌を一にするも、昭和28年、文部省の修学旅行に関する通達が示すように、食糧事情や輸送情況、受入情況の不十分な中、修学旅行は順調に復活・復興への途をたどる。昭和29年には専用列車による連合輸送が開始された。